

介護保険料が一部変わりました

問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9133

《第1～3段階の方の保険料負担が軽減されました》

介護保険料は、介護保険サービスなどの提供に必要な費用の一部を皆さまにご負担いただくものです。
 今回の改定では、消費税率改定にともなう住民税非課税世帯の経済的負担を軽減するため、昨年度に引き続き保険料段階が第1～3段階(非課税世帯)の方のみ介護保険料が変更されました。
 第4～14段階の方の介護保険料については変更ありません。

諏訪広域連合で
介護保険給付に
かかる費用

×

65歳以上の方の
負担分(23%)

÷

諏訪広域連合の
65歳以上の人数

=

基準額
64,200円

令和元年(平成31年)度の介護保険料(旧)

	住民税		適用	保険料年額 (保険料率)
	本人	世帯		
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	22,470円 (基準額×0.35)
第2段階			等前年の合計所得金額から、公的年金収入を控除した金額と課税所得金額の合計	80万円以下
第3段階			80万円超 120万円以下	36,910円 (基準額×0.575)
第4段階	課税	課税	120万円超	43,330円 (基準額×0.675)
第5段階			80万円以下	57,780円 (基準額×0.90)
第6段階	課税	課税	80万円超	64,200円 (基準額)
第7段階			80万円未満	67,410円 (基準額×1.05)
第8段階			80万円以上 125万円未満	70,620円 (基準額×1.10)
第9段階			125万円以上 200万円未満	86,670円 (基準額×1.35)
第10段階			200万円以上 300万円未満	102,720円 (基準額×1.60)
第11段階			300万円以上 400万円未満	109,140円 (基準額×1.70)
第12段階			400万円以上 600万円未満	121,980円 (基準額×1.90)
第13段階			600万円以上 1000万円未満	131,610円 (基準額×2.05)
第14段階			1000万円以上 1500万円未満	141,240円 (基準額×2.20)
第15段階			1500万円以上	150,870円 (基準額×2.35)

令和2年度の介護保険料(新)

	住民税		適用	保険料年額 (保険料率)
	本人	世帯		
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	19,260円 (基準額×0.30)
第2段階			等前年の合計所得金額から、公的年金収入を控除した金額と課税所得金額の合計	80万円以下
第3段階			80万円超 120万円以下	32,100円 (基準額×0.50)
第4段階	課税	課税	120万円超	41,730円 (基準額×0.65)
第5段階			80万円以下	57,780円 (基準額×0.90)
第6段階	課税	課税	80万円超	64,200円 (基準額)
第7段階			80万円未満	67,410円 (基準額×1.05)
第8段階			80万円以上 125万円未満	70,620円 (基準額×1.10)
第9段階			125万円以上 200万円未満	86,670円 (基準額×1.35)
第10段階			200万円以上 300万円未満	102,720円 (基準額×1.60)
第11段階			300万円以上 400万円未満	109,140円 (基準額×1.70)
第12段階			400万円以上 600万円未満	121,980円 (基準額×1.90)
第13段階			600万円以上 1000万円未満	131,610円 (基準額×2.05)
第14段階			1000万円以上 1500万円未満	141,240円 (基準額×2.20)
第15段階			1500万円以上	150,870円 (基準額×2.35)